**厚生労働大臣　田村　憲久殿**

（FAX：０３－３５９２－５９３４）

２月２２日付け、大阪地方裁判所「平成２６年（行ウ）第２８８号、平成２８年（行ウ）第４７号、生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件」判決に対し控訴しないでください

本年２月２２日、大阪地方裁判所第２民事部は、生活保護基準引下げ違憲処分取消を求めた原告４２名全員に対し、私たちが求めた国賠は認めませんでしたが処分を取り消す勝訴判決を言い渡しました。

厚生労働大臣は、この判決を真摯に受け止め処分庁である１２自治体に対して控訴しないように指導してください。

* 12自治体…①大阪市（住吉区・東成区・平野区・大正区・淀川区・住之江区・西成区・生野区・港区）、②豊中市、③吹田市、④東大阪市（東大阪西・東大阪中）、⑤守口市、⑥枚方市、⑦堺市（美原区・堺区・南区）、⑧高槻市、⑨寝屋川市、⑩門真市、⑪松原市、⑫岸和田市

２０21年　　　　月　　　　日住所

名前

**私のひと言**

いのちのとりで裁判全国アクション／生活保護基準引き下げ違憲訴訟を支える大阪の会（略称；引き下げアカン！大阪の会）／連絡先〒558-0011 大阪市住吉区苅田5－1－22　きょうされん大阪支部内：電話（06）6697-9144　FAX（06）6697-9059